

令和3年8月

## 橋本市教育委員会定例会会議録

令和3年8月24日

## 教育委員会定例会会議録

開催日時 令和3年8月24日(火) 午前9時30分～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席委員 教育長職務代理者 中尾 悦子  
委 員 田中 敬子 藪下 純男 吉田 元信  
教 育 長 今田 実

出席職員 教育部長 阪口 浩章 教育総務課 課長 正林 寿和  
学校教育課 課長 森口 伸吾 生涯学習課 課長 萱野 健治  
中央公民館 館長 深本 恵里 教育相談センター  
教育総務課 課長補佐 浦 貴則 センター長 林 民和  
学校教育課 課長補佐 教育総務課  
主任指導主事 川原 一真 企画総務係長 久保田 芳弘

### 1 開会

### 2 前回会議録の承認について

### 3 会議録署名委員の指名について

### 4 報 告 事 項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 施設使用料減免ガイドラインについて

### 5 付 議 事 項

議案第1号 令和4年度使用小中学校教科用図書採択について

議案第2号 橋本市学校教育情報化推進計画の策定について

### 6 そ の 他

・協議事項

・連絡事項

開会 午前9時30分

教育長

おはようございます。  
全員お揃いですので、8月定例会を開会します。  
前回の会議録の承認について、吉田委員、お願いします。

吉田委員

訂正があった箇所を含め、正確に記述されていました。

教育長

ありがとうございます。  
次に、今回の会議録署名委員は、田中委員をお願いします。

田中委員

承知しました。

教育長

報告第1号教育状況について、私から報告します。

7月23日に開幕した東京オリンピックが8月8日、17日間にわたる大会に幕を下ろしました。橋本市に所縁のある2選手が金メダルに輝きました。女子ソフトボールに出場した内藤実穂選手とスケートボード女子パークに出場した四十住さくら選手です。内藤選手は柱本小学校の卒業生、四十住選手は伊都中央高等学校の卒業生です。橋本市民や橋本市の児童生徒、とりわけ母校の児童生徒にとっては誇りに思えたり、オリンピックを身近に感じたりするとともに、夢を与えていただけた活躍でした。

そして、本日、東京パラリンピックが開幕し、9月5日までの13日間に渡り、22競技、539種目が繰り広げられます。

本市出身の2選手については、8月2日に壮行会を実施した中村智太郎選手が、8月28日、男子100m平泳ぎSB6のカテゴリーで出場します。北田千尋選手は、8月25日、女子車いすバスケットボールで出場します。この2選手についても、活躍を期待するところです。今回はパブリックビューイングを行いませんが、是非、ご自宅で応援をお願いします。

次に、中学校の修学旅行について報告します。毎年、中学校は春に修学旅行を実施しています。しかし、春先の新型コロナウイルス感染者数の状況を踏まえ、昨年度に続き本年度も延期を決定していたところです。延期した日程は、5校中4校が8月末から9月初めにかけての予定です。1校は10月末を予定しています。8月4日に中学校長と教育委員会事務局で実施日程について協議を行い、現在の感染拡大状況を踏まえ、再度の延期の方針を決定しました。10月末から11月末の実施を予定しています。

小学校の修学旅行については、中学校よりも少し後になります。現在のところ行先は県内で、当初のとおり9月末から11月中旬にかけて実施予定です。

修学旅行は児童生徒にとって大変重要な学校行事です。今後も感染者数の動向を見ながらではありますが、小・中学校とも実施を基本とし、対応していきたいと考えています。中学校の体育祭、小学校の運動会についても同様の考え方で進めていきたいと考えています。

なお、中学校の体育祭は、9月18日土曜日、小学校の運動会は、9月下旬から11月中旬にかけて実施予定です。

次に、8月26日から1学期の後半が始まるに際しての学校の新型コロナウイルス感染症対策について説明します。

全国的に感染者数が急増し、橋本保健所管内でも感染者が確認されています。

学校と家庭とが連携した感染症対策を徹底するために、教育委員会から保護者あてに注意喚起の文書を発送します。その中で、①マスクの着用、こまめな手洗い、三密の回避及び登校時の健康観察の協力、②児童生徒が発熱した場合の対応方法、③緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施区域への不要不急の外出自粛等を依頼します。このことについては、本日午後臨時校長会を開き各校長に伝達するとともに、今後の感染者数増加を想定した際の対応について協議の場を持ちたいと考えています。

12歳から15歳の方の新型コロナワクチン接種については、8月23日付けで保護者・児童生徒あてに健康福祉部長名で接種券を送付するとともに、「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」や「教えて！！新型コロナウイルスワクチン」のリーフレットの情報提供を行い、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解の上、希望される場合は接種を受けてもらえるように対応を行っていますので、了知ください。

次に、橋本市学校教育情報化推進計画について説明します。

本年4月、教育長に就任した際に、臨時市議会において、GIGAスクール構想に基づく教育の在り方、令和の日本型学校教育を受け、Society5.0時代に生きる児童生徒の育成のためにこれまでの教育実践に新しい要素を加え、個別最適化された学びや協働的な学びを一体的に充実させていくことが求められており、計画的に、そして着実に進めていくことを表明しました。この取組みの根幹となる計画が「橋本市学校教育情報化推進計画」です。2021年度から2025年度までの5年間の計画を策定しました。本日、教育委員会議に付議しますので、ご審議をお願いします。

以上で教育状況について、報告を終わります。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

吉田委員 12歳から15歳の生徒へのワクチン接種券の配付ということで、具体的に希望される生徒の場合はいつからの接種になりますか。

教育部長 昨日、約2,000通送付をしたと聞いております。通知が届いた方から保護者と生徒が相談して接種の予約をしていきます。予約状況はわかりません。接種券が届き次第、順次予約をしていくということになります。ただし、正確な時期については、個別接種になりますので医療機関ごとに違ってくると思います。以上です。

吉田委員 学校としては、「接種をしたほうが良いですよ。」という説明はされないのですか。

教育部長 今回は、あくまでも個別接種ということになっていますので、学校では接種を勧めるということは一切いたしません。小児医師会からの資料を付け加えております。その資料を保護者や対象の児童生徒が見て、接種を希望するというのであれば予約をしてもらおうという形になります。

教育長 他にありませんか。

田中委員 接種を受けるに当たり、欠席扱いになるのか教えてほしいです。

学校教育課 課長      ワクチン接種を受けた日、及び副反応が出た場合につきましては、欠席扱いとはしないということにしております。

教育長                      他にありませんか。

田中委員                  小学校六年生の時に追加で受ける予防接種があったと思うのですが、12歳からの予防接種券の配付ということなので、そういったところも気をつけたほうが良いと思います。

教育部長                  1回目と2回目のワクチンを受ける間に、他のワクチン接種を出来ないというお知らせは接種券と一緒に入れていますので、その点につきましては、保護者も十分気をつけられてワクチン接種の希望を出されると考えております。

教育長                      他にありませんか。  
ないようですので、これで報告第1号を終わります。  
次に、報告第2号に入ります。  
報告第2号施設使用料減免ガイドラインについて、報告をお願いします。事務局から説明願います。

中央公民館 館長          報告第2号施設使用料減免ガイドラインについて、説明させていただきます。  
施設使用料減免につきましては、市全体としての使用料、手数料に関する基本方針や橋本市第2次行政改革推進計画に基づいて、受益者負担の正当化について、令和元年から施設の使用料と減免制度の見直しを順次行ってまいりました。これまで施設ごとに減免の基準が異なっていましたが、これを統一し、減免の適用を判断することとしました。令和元年6月には、橋本市まちづくりのためのアンケート調査の実施、そして使用者への説明会の実施、教育委員会事務局や関係課と多数の共有を重ね、その方針案を再度利用者や関係団体に説明会を実施して令和2年12月に条例が可決され、新たな減免条件に改正されて、この減免条件に従いガイドラインを作成したところです。

見直しによって影響が大きいのが、社会教育関係団体や公民館サークルとなります。減免基準は五つございます。資料の減免基準の5番につきましては、説明会やアンケートで、子どもたちだけでもどうにかならないかという意見が多かったということで、教育委員会を追加させていただいた条件となっています。次に激変緩和措置ですが、対象施設では見直しにより適用されなくなったものについては、次回見直しまでの時間として令和8年9月30日まで経過措置を設け、条例に規定された使用料に対して三つの区分にいたしましてご負担をいただくということになります。対象施設、それから条例に規定された使用料(税抜き)は、1,000円未満が300円、1,000円以上8,000円未満が500円、8,000円以上が1,000円となります。各部屋の金額は資料に示させていただいております。

次のページからは、五つの条件について具体的な指針を示させていただいております。一つ目、市が主催又は共催する事業に利用する場合(庁内会議で使用する時を除く。)そして、そこには四つの条件がございます。この条件に当てはまると、免除をさせていただくということになっております。二つ目、地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる場合に該当する活動ということで、ここにも指針、多数の地域自治・地域安全関係団体等々を示しております。三つ目、身体障がい者、療育若しくは精神障がい者保健

福祉各手帳所持者及びその介護者で構成する団体が障がい者支援のため利用する場合、四つ目、市内の小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設、高校が授業又は保育等の一環として行う活動に利用し、顧問等の引率がある場合、五つ目、主たる構成員が市内在住の中学生以下の者で構成された団体が活動に利用し、指導者の引率がある場合、このような条件や指針を示させていただいております。このガイドラインを添えて、令和3年3月に利用者の方々にご説明をさせていただきましたが、令和3年7月1日に一部改訂をしております。改訂した箇所は、資料2-7の15行目を元々「減免」としておりましたが「免除」に改訂しました。次のページに「市内・市外」と追加しております。令和元年度から協議を重ね、ガイドラインを示すということで策定しましたので、これを以て10月から使用料をご負担いただくという形になっております。

ご説明は以上となります。よろしくお願いたします。

教育長

報告が終わりました。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

田中委員

キャンセル等細かい取決めは、どこかに示されていますか。

中央公民館 館長

詳細につきましては、各館長会議で、こういう条件でこういう活動されているものはここに当てはまるということで、公民館の中では持っております。

教育長

他にありませんか。

吉田委員

ガイドラインの「はじめに」というところで、なぜあえて40年後という数字を入れられたのか少し気になりました。利用者からすると、40年先となると改修の対象から外れてしまっているということもありますので、10年後、20年後その辺りを挙げられたほうが現実的だと思うのですが、あえて40年後という数字を挙げたのはなぜですか。

教育部長

ここの数字につきましては、2018年度に第2次橋本市長期総合計画を策定しております。その際に、今後40年間の人口推計ということで、人口がどのように推移していくのかという統計も付けてございました。基本的には、将来の人口がどういうふうに移っていくかということ踏まえた上で、この10年計画を作ったのですが、その際には当然10年後、20年後、30年後も全部ありましたが、最終形として40年後の2060年には人口がほぼ半分になり、高齢化率も45%を超えるということで、これが2018年から3年経っておりますので更に進んでおります。多分この数字はもっと悪く進んでいることにはなりますが、少しでもこれを食い止めるためにいろんな施策を講じていくということで、長期総合計画を策定させていただきました。その際の数字を、今回の市の公共施設全体の使用料の見直しの際に使わせていただいたということでございます。

吉田委員

どこからの根拠かということはわかりました。ですが40年先というのは、余りにも先すぎるのではないかと感じたのですが、問題ないのですね。

教育部長

公共施設の維持というのは、長期的な視点を持って見直しを立てていかなければなりません。今回の見直しは、非常に大きな見直しとなりました。従来から

は、社会教育関係団体等々ということの中で、ほぼ免除となっていた社会教育関係施設ですが、これから人口が減っていく、そして高齢化率も増えていく。つまりそういう人口減少が進んでいく中で、今ある公共施設を維持していくためには相当の負担が必要になってくると、それを市民の方にもご理解をいただいて、ある一定ご負担いただいきたいということで今回の全体の使用料の見直しとなっております。そういう観点から、遠い将来ということで利用者の説明会でも、40年後というのは唐突すぎるという同様のご意見はいただいたのですが、あえてこの数字を使わせていただいています。

教育長 他にありませんか。

簗下委員 ガイドラインの「はじめに」のところで「減免は、真にやむを得ないものに限定されるべきものである」とあります。真にやむを得ないという表現もわかりませんが、やむを得ないといいますが仕方がないとか、他に手だてがないというような意味だと思います。基本的にはこういった表現になるのかもしれませんが、掲載する場合には減免基準に合致するとか、当てはまるとか、条件を満たすとかそういう表現にしたほうが良いかなと感じました。今から変えて欲しいとかそういうことではないのですが、また、これを審議する機会があれば、この辺りどうかとかそういう提案とか意見をさせていただきます。以上です。

教育長 ありがとうございます。  
他にないですか。

田中委員 今まで無料で使えていたものが、これからお金が要ることになって、キャンセルの連絡を忘れる方もいらっしゃるかと思います。そういった場合に、キャンセル料が掛かるのかということをお聞かせいただきたいです。

中央公民館 館長 キャンセル料については、出来るだけ早くキャンセルの連絡くださいということで利用者の皆さんにはお願いしています。本来キャンセル料は、利用者のご都合でということになりますので、ここのところは皆さんによく注意していただき、キャンセルがわかった時点で早くご連絡くださいということでやっております。

教育長 他にないですか。

中尾委員 負担額の件ですが、時間割り計算とかはなく、午後からであれば500円と決められてしまっているのかどうかということをお聞きしたいです。それから地域活動の社会福祉関係団体の中に、橋本市にも更生保護女性会というのがあります。署名運動とか、いろんな青少年活動に対しての協力をとってもらっている団体です。社会教育団体にもなっているかと思いますが、それが入っていないのが少し残念かなと思いました。小学校のミシンの指導に行かれたり、放課後の昔遊びとかそういったことにも協力したりしてくれている団体だと思いますので、それが気になりました。以上です。

中央公民館 館長 時間の使用料につきましては、今の状況であれば時間に関係なくこの決まった金額をご負担いただくということになります。次の見直しの時までには、時間的な

ものが要るのか、若しくは時間帯によって時間割で要るのかその辺りは検討をしていく必要があるかと思っております。更生保護女性会に関しましては、ここに入っておるといふ想定はしております。網羅出来ていないところが申し訳ないですが。

教育長

他にありませんか。

ないようですので、これで報告第2号を終わります。

報告事項が終わりました。続いて付議事項に入ります。

議案第1号令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について、を議題とします。事務局から説明願います。

学校教育課  
課長補佐

令和4年度使用小中学校教科用図書について、別紙のとおり採択したいので、委員会の議決を求めます。

主任指導主事

令和3年8月24日提出 橋本市教育委員会 教育長 今田 実

小中学校において令和4年度に使用いたします教科用図書の採択について、ご審議をお願いいたします。

小中学校で使用いたします教科用図書につきましては、法で規定された特別な場合を除きまして、小学校では、令和元年度に採択替えを行い、令和2年度から令和5年度の4年間にわたり使用することとなっております。また、中学校では、令和2年度に採択替えを行い、令和3年度から令和6年度までの4年間にわたり使用することとなっております。

原則4年間は、同じものを継続して使用することとされておりますが、毎年教育委員会での採択を行うこととされております。例年ですと、法で採択された特別な場合に該当するような内容は起こっておりませんので、この毎年の採択ということでご承認をいただいただけだったので、今回、中学校社会科歴史的分野におきまして、特別な場合に該当するような状況が発生しておりました。

令和元年度の検定審査において、不合格であった自由社「新しい歴史教科書」が検定審査に再申請を行い、令和2年度末に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになりました。これにより、中学校社会歴史的分野に限り採択替えを行うことが可能になったことから、本市及びかつらぎ町、高野町、九度山町の教育長で構成される伊都地方教科用図書採択協議会を開催いたしまして、調査員による調査、伊都地方教科用図書選定協議会による審議を経まして、令和3年度から使用しております、日本文教出版「中学社会歴史的分野」を引き続き採択するとの結論に至りました。今田教育長、中尾委員にもご出席をいただきました。

選定協議会及び採択協議会で出されました理由といたしましては、資料のバランスが良く内容がまとまっていて見やすいものになっている。それぞれの学習課題に、この授業で何を学習するのかが明確に示されている。複数の資料をもとに、生徒が主体的に取り組むことが出来るような内容となっている。2次元コードがついており、学習を支援するサイトや動画を閲覧出来る仕組みが取り入れられており、学習の幅を広げることが出来る内容となっている。和歌山県の地域教材やSDGsがきちんと掲載されている。採択替えから1年で教科用図書を変更することは、学校現場の混乱を招くことも考えられるとの理由が挙げられました。

以上のことを踏まえまして、令和4年度小中学校において使用する教科書の一覧を記載してございます。こちらの内容について採択してよろしいか、ご審議をよろしくお願いいたします。

なお委員の皆様方のお手元には、自由社の教科書と現在使っております日本文



教出版の教科書を置かせていただいておりますので、ご確認いただけたらと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

説明が終わりました。

議案第1号について、ご質問・ご意見はありませんか。

暫時休憩します。

再開します。

ご質問・ご意見はありませんか。

吉田委員

自由社の教科書は、例えば復習問題、この辺りかなり歴史的に考えさせるところなんですよ。そういう意味では、考えさせる教科書としては多分そういうコメントを出す人もいると思うのですが、そういう意味では良いのかなと思います。

日本文教出版は、スタンダードで当たり障りなく記述されているという感じはします。復習問題というのは、ここをあえて入れられていてかなり問題となるポイントといたしますか、それを注意喚起する形になっていると思います。

教育長

他にご質問・ご意見ありませんか。

中尾委員

私は初めて参加させていただきましたが、まず今の教科書は、大変カラフルで驚きました。歴史の教科書というのは他の教科書に比べると、大変難しいと思います。取り方といたしますか、教える教師にもよりますし、いろんな教科書の掲載の仕方とかあると思います。歴史の教科書ということで、私もその前に図書館に行ってこの2冊以外にも全部見せていただきましたが、これを選定するというのは本当に大変だなと思いました。1冊選定するだけで大変なお仕事ですから、全教科を選び直してくださる年は、大変ご苦労なことだとつくづく思いながら帰りました。

教育長

ありがとうございます。

先ほど事務局からの説明にもありましたが、中学校生徒が既に1年間学習を進めている教科書が現にあって、それを変更するという現場の大変さ、その2点からやはり現在使っている教科書をそのまま使用していくことが良いのではないかという判断のもとで決定をさせていただきました。

子どもたちには、どの教科書を見ても考えさせるような場面を設定したところは多くございます。バランスのとれた資料、そして内容で考えさせることが出来るという辺りが、現在使っている教科書の良さなのかなということも意見として出ておりました。

吉田委員

今回の教科書選定で、次に出てくる情報化教育・ICT教育を意識した附属教材とかそういう付加的な情報があるのでしたら、付け加えていただければありがたいです。

学校教育課  
課長補佐

先ほどご説明の中で申し上げましたが、2次元コード、QRコードというものでございます。タブレット端末で読み取ることで、参考となるようなサイト、動画

- 主任指導主事   へ誘導するような仕組みが取り入れられております。以上です。
- 教育長           何ページにあるということを示していただけると、具体的に理解しやすいのではないかと思います。示すことは出来ますか。  
                  暫時休憩します。  
  
                  会議を再開します。
- 学校教育課  
課長補佐  
主任指導主事   例えばですが、32 ページをお開きください。古墳の写真が幾つかございます。その中の古市古墳群の説明の後に、パソコンのマークのようなものが載っております。他にも 286 ページの闇市の様子ですが、こちらにもパソコンのようなマークが出ております。この日本文教出版の教科書につきましては、それらのマークがついたものが随所にありまして、これらをまとめて5 ページに記載された QR コード、こちらからアクセスすることで資料や動画などワークシートに接続することが出来るということになっております。以上です。
- 教育長           パソコンのマークが付いているところは、5 ページにある 2 次元コードを読むことによってそのサイトへ行くことが出来るという設定になっているということですね。  
                  吉田委員よろしいでしょうか。
- 吉田委員       はい。もう 1 点よろしいですか。この教科書に附属したような形で、デジタル教科書は発行されていますか。
- 学校教育課  
課長補佐  
主任指導主事   これにつきましてもデジタル教科書が発行されております。単にこの字面を電子化したものもございまして、値段は高くなりますが、そこにいろいろ資料とかデジタルコンテンツがついたようなデジタル教科書が発行されております。以上です。
- 吉田委員       教科書は当然、生徒に配付されますよね。デジタル教科書も配付される状況にあるわけですか。
- 学校教育課  
課長補佐  
主任指導主事   現状で言いますと、デジタル教科書と紙の教科書は別物という扱いになっております。現状では、無償給与の対象になっているのは、この紙の教科書のみでございます。
- 吉田委員       デジタル教科書は配付されずに、それは教員が単に使うだけですか。もう少し具体的にお話してもらったほうがイメージしやすいです。
- 学校教育課  
課長補佐  
主任指導主事   デジタル教科書につきましては、教員が指導用に使う指導者用と称されているものと、児童生徒が使うための学習者用と称しているものの 2 種類がございます。今国では、この紙の教科書に代わるものとして、デジタル教科書を児童生徒が使って代替することが出来ないかという議論もされておりますが、現状では紙もデジタルも両方使いながらという方向性で議論が進められていると認識しております。現状では、学習者用を導入しますと市町村の負担となっております。

吉田委員 ICT教育を進めるために、このQRコードを利用することは一つだと思うのですが、ICT化を進めるためにはデジタル教科書をどれだけ使いこなすかということもポイントになるとは思います

市としては、今後デジタル教科書を生徒に個々に配付する計画はあまり持っていないわけですか。

学校教育課 事務局としては、デジタル教科書の導入に向けた検証を現在も行っているところでございます。文部科学省が全国の自治体を対象にしまして、デジタル教科書の実証授業というのを行っております。これは全ての学校ではないのですが、全国の学校の半数ぐらいということで、本市も手を挙げまして一部の学校で実証授業ということで、児童生徒用そして教員用ということで現在使っておるところです。そこから学習に向けた効果等も検証いたしまして、今後、導入に向けて議論を進めていけたらということで計画はしております。

教育長 吉田委員ご指摘のことについては、次の案件の中で具体的にどういう計画をしているかということも記載しておりますので、そこで説明をさせていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

他にありませんか。

ないようですので、議案第1号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号橋本市学校教育情報化推進計画の策定について、を議題とします。事務局から説明願います。

教育総務課 議案第2号橋本市学校教育情報化推進計画の策定について  
企画総務係長 橋本市学校教育情報化推進計画について、別紙のとおり策定したいので、委員会の議決を求める。

令和3年8月24日 橋本市教育委員会 教育長 今田 実

本計画は、橋本市の学校教育の場における情報化の推進について定めたものになります。計画書の他、左上に橋本市学校教育情報化推進計画、参考資料と記した令和3年度第1回橋本市総合教育会議記録を付けています。

本計画は、6章から成っており、第1章で本計画の位置づけ等、第2章で背景、第3章で基本理念、第4章で基本目標を達成するための施策展開、第5章で各年度における指標管理とフォローアップ計画、第6章が参考資料となっています。

この後各章の説明をさせていただきますが、第4章からはそれぞれの目標ごとに担当者から説明させていただきます。

まず、第1章ですが、本計画の位置づけと計画の推進と評価について記載しています。本計画は、「第2次橋本市長期総合計画」の中で謳われた基本目標Ⅲ「ともに育てる」子どもから高齢者までともに育み学び合うまち、施策項目31「学校教育」における「多様な学びと健やかな体を育む」「安全で良好な教育環境の確保」及び「橋本市教育大綱」の中で謳われた基本方針2「多様な学びと健やかな体を育みます」における重点項目「基礎学力を基盤とし、主体的・対話的で深い学びを推進する。」「より良い学びの場のための教育環境を整える。」の実現を目指し、今後、本市が取組む具体的な方策や目指す姿を明確にするために、策定しました。

本計画は、2021年度からの5年間の計画としており、6年目以降は、5年間の取

組み状況を基に次期計画を策定し、推進していくことを想定しています。

第2章では、GIGA スクール構想が進められた背景について記載しています。詳細についての説明は省かせていただきますが、日本と OECD 加盟国との間には、学習面での ICT 機器の利用率が低いなど、学校教育における ICT 環境の状況に大きな隔たりがあることが明らかとなりました。そのような中で、国は学校の ICT 環境整備の加速化に向けた取組み「GIGA スクール構想」を提唱し、令和元年度から整備を行いました。なお、本市においては、令和2年度中に1人1台端末と各校における高速大容量の通信ネットワークの整備を終え、授業での ICT 活用を推進するために、授業支援システムを導入し、GIGA スクールサポーター、令和3年度からは ICT 支援員を配置しました。

第3章では、基本理念と基本理念を実現するための、4項目の基本目標を定めています。4項目の基本目標は、第4章、第5章で具体的に記していますので、ここでの詳細な説明は省かせていただきます。

第4章の説明をさせていただきます。基本目標1から3については、学校教育課川原課長補佐より説明させていただき、その後私のほうから基本目標4について説明させていただきます。

学校教育課  
課長補佐  
主任指導主事

基本目標の内容と、それを達成するための施策展開についてご説明いたします。第3章にもお示ししましたとおり、四つの基本目標を掲げておりますが、私の方からは基本目標1から3の内容を説明させていただきます。

基本目標1、情報活用能力育成についてです。平成29年に告示されました学習指導要領におきまして、情報活用能力が学習の基盤となる資質能力の一つとして位置付けられました。情報活用能力とはどのようなものかと申しますと、施策の展開のところに4点お示しした内容のことを指すものとお理解いただければと思います。(1) 基本的な操作に関する内容です。これはキーボード入力やネット検索などの基本的な操作の習得に関するものを指します。(2) 問題解決・探求における情報活用に関する内容。これからの先の予測出来ない時代においても、必要な情報を自ら収集し、情報を整理・分析し、未知なる課題に対して解決を図ることが出来るような能力を育成するという内容になっております。情報収集の方法や情報同士を比較したり、統計的に処理をするといった内容を含んでいるものです。(3) プログラミングに関する内容です。コンピューターに自分の思いどおりの動きをさせるために、簡単なプログラミングを体験して一つの処理を行うために、どのような道筋を立てて解決すれば良いかを考える力を育成していくというものでございます。実際に端末を使ってロボットを動かすという体験もしています。(4) 情報モラル・情報セキュリティに関する内容でございます。今日のごとく、インターネットを利用する上で重要な情報モラル・情報セキュリティに関する知識を身につけるとともに責任を持って情報を扱い、情報社会に参画しようとする態度を育成するといった内容でございます。これらは教科等の学習のように、何年生でどんな内容を学習するといった明示はされておられません。ただ、国の例示なども参考にさせていただきながら、学年ごとの段階的な到達目標を市内教職員で共有し、教科横断的な視点でその能力の育成を目指して参りたいと考えております。

基本目標2、ICTを効果的に活用した学習の実現についてです。7月に応其小学校で授業参観をしていただいた際に、算数の図形の敷き詰め授業では実際に紙を切り貼りするのではなく、端末上で操作することで児童生徒が作業を通じて体験的に理解出来、かつ時間短縮にも寄与していたという場面を委員の皆様方には

見ていただいたと思います。ICTをうまく授業の中に取り入れていくことで、これまでは出来なかった効果的な活動を生み出すことが可能になります。施策の展開といたしまして、代表的な三つの内容を挙げてその実現を目指すとしております。一つ目は個別最適な学びの実現です。ICTを活用することで、子ども一人ひとりの特性や学習到達速度、個に応じた指導方法、教材や学習機会等の提供を出来るように進めて参りたいと考えております。代表的なものとしまして、オンラインドリルの活用なども考えられます。年度初めから運用開始することは行っていなかったのですが、今後、運用に向けて現在準備を進めておるところでございます。ただ、先ほど吉田委員からもご指摘がございましたが、国ではデジタル教科書の導入について議論がなされており、例えば色覚特性を持った児童生徒や読むことに困難を抱えている児童生徒等への活用も議論がされているところがございます。それぞれの個に応じた指導環境、学習方法を提供するということが個別最適な学びということになっております。二つ目は協働的な学びの実現、これまでの授業でも大切にされてきましたが、様々な課題を学級全体で意見を出し合ったり、互いの意見を聞きながら自分の考えを深めたりという学習を更に充実させるという内容でございます。これまでは、他人の意見を知るためには、他人が発表したものを聞く以外に方法はございませんでした。ところがICTを活用しますと、例えば文字として入力したものを、学級全体の意見として瞬時に見ることが可能となります。全体的な傾向やその理由、多角的に他人の多くの考え方に触れることができ、これらのことを通じて自分の考えを更に深め、これまでの学習内容を活用して課題解決に取り組むといったことが期待されます。三つ目は遠隔オンライン学習の実現です。臨時休業になった場合や遠方の学校や専門家との間をオンラインで結び、やりとりを行い、より専門的な指導を受けることが可能になります。資料には、国の報告書に例示されましたICTを活用した学習場面の具体例をお示ししております。このような資料を参考にしながら、授業においてICTを効果的に活用して、一人ひとりの子どもたちがしっかり学力定着するように、学習の実現を目指していきたいと考えております。

基本目標3、校務の効率化についてです。教員の長時間勤務が問題視される中、ICTをうまく活用することにより業務負担軽減、業務時間の削減を行い、児童生徒に向き合う時間、授業準備や教材研究の時間を確保出来るように取り組みたいと考えております。施策の展開といたしまして、大きく二つ掲げております。まず一つ教員の業務負担軽減でございます。現在も導入しておりますが、引き続き校務支援システムの運用を行い、学籍・指導情報の一元管理を進め、校務の簡便化を図っていききたいと考えております。また、クラウドを活用しまして、市内全体での教材配信や授業実践の共有を行っていききたいと考えております。今までは、各学校内にサーバーがございましたので、なかなか市内全体で同じデータにアクセスして情報共有というのは難しいところがありましたが、今後このクラウド活用することで容易になるものと想定しております。校務の効率化に関する事例を市内外問わず収集いたしまして、教員の負担軽減につなげていききたいと考えております。例えば、アンケートの実施集計には多くの時間が必要でしたが、オンラインでアンケートを実施することで、集計業務も自動で行うことが可能となります。また、オンライン会議を利用することで、出張を行う必要がなくなり移動時間や会場準備といった時間を削減することが可能になります。二つ目がサポート体制の充実です。現場の教員が困るのがトラブルや異常が発見された場合の対応が個々ではなかなか出来ないというところがございます。専門の対応窓口を引き続き運用するとともに、ICT支援員の配置を今後継続して行い、教員の業務負担軽減

減に努めていきたいと考えております。以上が基本目標 1 から 3 の内容になります。

教育総務課

企画総務係長

続きまして基本目標 4、教育の情報化に向けた環境整備を進めますについて説明します。学校における ICT 環境については、GIGA スクール構想に基づく整備を令和 2 年度中に終えていることから、令和 3 年度以降については、整備した環境の維持を進めていきます。そのほかに、先日の総合教育会議でも話にあがった大型提示装置の更新も実施していく計画としています。なお、令和 2 年度に 1 人 1 台や通信ネットワークについて整備を終えています。今後の授業コンテンツの増加や国の動向によっては、今ある設備の増強等も必要となるため、維持だけではなく、必要に応じて整備を実施する内容としています。また、現在教員は、GIGA スクール端末の他に校務用の端末も使っています。校務用端末が 3 年後にリース満了となるため、更新を行う必要がありますが、国の考え方として校務用、GIGA スクール用の端末を分ける必要はないと方針転換が行われたことから、本市におきましても二つの端末を一体化することを検討し、必要な機器の整備を行うことも計画としています。以上で第 4 章の説明を終わります。

続きまして、第 5 章の説明をさせていただきます。第 5 章では、第 4 章で記した各目標を実現するために、項目ごとに成果指標と具体的なフォローアップ計画を記載しています。こちらについては、基本目標ごとに担当から説明させていただきます。

学校教育課

課長補佐

主任指導主事

それでは基本目標 1 から 3 につきましては、私の方からご説明させていただきます。まず基本目標 1、情報活用能力の育成につきましては、指標管理ということで三つの指標を設けております。No.1 教員の指導力向上に関する内容でございます。教員の ICT 活用指導力調査というものでございます。これにおける D:情報活動の基盤となる知識や態度について指導する能力を年々向上させるというものでございます。ここで教員の ICT 活用指導力調査とは何かと申しますと、これは国が毎年調査を行っているのですが、教員の ICT 活用指導力について自己採点を行うという調査がございます。分類として、A から D の四つの分類がなされており、より詳細な四つずつの設問から構成されております。今議論されておりました、情報活用能力に関する質問は D に当たります。D-1 から D-4 に示された内容で、出来る、やや出来ると該当する教諭の割合を増加させるということを目指しております。これ以降の資料の中にも、この調査のチェックリストが出て参りますので、このチェックリストのことだということをご理解いただけたらと思います。No.2、No.3 につきましては、それぞれ中学校三年生段階でのアンケートにおいて、当該の回答を行う児童生徒の割合を成果指標ということで設定しております。この指標を実現するためのフォローアップ計画といたしまして、教育委員会が情報活用能力の具体的な内容について教員研修を行って、その実現を目指すこととしております。

基本目標 2 では指標を三つ挙げております。まず No.1 は、1 学級当たり 1 日の平均活用時数です。ICT の中には、1 人 1 台端末だけでなく他の情報機器等も含まれております。単に活用時間を増やすことを目指すわけではありませが、活用時間を増やすことは普及を進める上で、また、効果的な活用を進める上では欠かせないことであると思っております。その中で効果的という面でブラッシュアップされていくものではないのかと考えております。No.2、No.3 につきましては、ICT 活用指導力調査における B、C の項目を指標として掲げております。フォローアップ計

画としましては3点です。まず一つ目が教員研修を実施していきます。二つ目は、ICT支援員を活用した校内研修を確実に実施して参ります。また、三つ目は、効果的な活用に関する情報共有を行いたいと考えております。特に(3)では、本年度も3校の研究指定校を指定いたしまして、大学の先生の指導もいただきながら活用事例を収集しております。また、それ以外の活用事例についての情報収集を積極に行い、市内教員に対して情報共有を行っていきたいと思っております。まずは慣れることから始めていければと考えております。

基本目標3、校務の効率化では、指標といたしまして2点掲げております。まず一つ目が、活用指導力調査における項目。それともう一つが、ICT支援員の年間の配置回数ということで、月2回のペースで配置するというのが現在の目標としております。フォローアップ計画といたしましては、先ほどの基本目標2の内容と重複しますが3点、教員研修の実施、ICT支援員を活用した校内研修の確実な実施、効果的な活用事例に関する情報共有を行いたいと考えております。

教育総務課  
企画総務係長

続きまして基本目標4、教育の情報化に向けた環境整備について説明させていただきます。指標管理二つ、フォローアップ計画三つで構成しています。指標管理の一つ目、授業中の快適なインターネット環境の整備においては、現在利用している授業支援システムで求められている通信速度を最低限満たす必要があると考え、1人当たり2Mbpsの速度を目標としました。また、教室での授業環境の整備として、大型提示装置の更新台数を目標値としました。令和2年度時点で更新が必要と考えている大型提示装置は295台であり、現在の計画では令和10年度末で全て更新出来る計画としています。また、フォローアップ計画につきましては、(1)インターネット通信速度の状況調査という形で、指標管理を判断するために調査を実施していく形になっております。

2番目のデジタルコンテンツの導入検証・整備につきましては、現在授業支援システムは入っていますが、それ以外にも民間で有用なソフト等は日々開発されておりますので、そういったところの情報収集から始め、本市の教育にとって活用出来るものについては、実証・実験等を踏まえ、最終的に必要なものにつきましては、予算を確保し、導入することを考えて計画といたしております。

3番目の機器の更新とか検討につきましては、第4章で触れさせていただきましたが、校務用の端末とGIGAスクール用の端末の一体化をしていくことが今後、求められる可能性も十分ありますので、そういったところの情報収集と出来るかどうかの検討を行い、GIGAスクール端末が導入された5年後の令和7年度から新しい機械での整備を計画しております。以上、ご説明いたしました。総合教育会議の内容や社会情勢等の変化があった場合には、計画の見直しは随時行っていく予定としております。

説明は以上になります。

教育長

説明が終わりました。

議案第2号について、ご質問・ご意見はありませんか。

吉田委員

2点お聞きしたいことがあります。OECD加盟国のなかで、日本はコンピューターを使って学習する、或いは使いこなしていくということが非常に遅れている。それに対して、ケータイを使いチャットやゲームは結構している。結局ICT教育を進めないといけなのに、他のOECD加盟国と格差が生まれてきていて、それは何故なのか。その辺りの原因分析はなされているんですか。

学校教育課  
課長補佐  
主任指導主事

まず一つは、学校における ICT 環境が OECD 加盟国の諸国と日本とでは、大きく異なっているというのが大きいと思います。実際の授業の中で活用する場面が、今まで日本国内におきましては何人かに 1 台というところで整備目標を掲げられ整備を進めてきましたが、実際に授業の中で機器を常に活用しながら課題解決をするということには、なかなか時間が割けていないというところがございます。ところが諸外国ですと、本当に数多くの端末を子どもたちが使えるという状況になっている国が多くございます。実際に学校で、授業に活用するということが今までなされてきていなかったというところが一つ大きい背景であると考えております。

今回この整備を進めたことで、持ち帰りということも議論が出てくるかと思うのですが、この端末をうまく学習に使っていく、当然ネット上でチャットをしたり、意見交換したりということも出来るので良いと思うのですが、それだけではなく、学習に使って子どもたちがより学びを深めていくということにつなげていけたらと考えております。

教育長

私からも今の話をさせていただくと、子どもと端末との距離を考えたときに、生活の中での端末の距離が子どもにとってすごく近いものである。けれども、学びの中で考えたときには、子どもとその端末との距離は遠いものである。それが、この数字に表れているのかなと思います。生活の中から使うということが、子どもにとって身近なものであった。

ある研究者が言っていることなのですが、和歌山県全体がこのような傾向にあります。けれども、これをマイナスととらえるのではなくて、生活の中で習慣として使う技術は持っている。そう考えたときに、学びにどう転換していくかが和歌山県全体として、また、本市も大きな目標に据えて取り組んでいく必要があると考えております。

今示しているこの計画は、大人目線の計画ではあるのですが、これ以外に子どもたちにとってどのように使っていくのか、教員はこのようにして使っていくという具体的なものもあわせて作成していこうと思っております。その中で、子どもたちに伝えていきたいことは何かというと、先ほどの説明にもありましたが、学びにどう使うかということ、これは学びに使うものだよ、ということを経験させることをしっかり学校でさせるということが、今、指摘していただいている現状、それを課題ととらえた時に解決することに繋がっていくとそのように思いますし、今子どもたちが持っている能力というのを生かしていくことにも繋がっていくかなと思います。現に学校で子どもたちが使っている様子見ると、操作は実に上手です。教えるとすぐ理解していきます。それをうまく学習に結びつけていくことが、これから目指していく必要がある内容だとそのように私も思っております。以上です。

吉田委員

今の説明で、よくわかりました。

教育長が言われたとおり、マイナス点として指摘されたところをいかにプラスにこの ICT 教育で転換させていけるか、これは非常に大事なポイントになるだろうと思います。その辺りは、かなり意識した形でやっていただければありがたいと思います。

もう 1 点ですが、基本目標を達成するための施策展開ということで、プログラミングに関する能力の育成ということを挙げていただいております、もちろんプログラム教育ということで大事ですが、ICT 化でいかにより優れた教育を実施していく



かということだと思います。そういう意味では、各教科のガイドラインの作成ということになるのかなと思います。例えば英語、或いは理科でその ICT の到達目標を具体的に示された方がいいだろうと思います。英語であれば、聞く、話す。そして中学生になると書くということが出てくると思うのですが、一つはやはりコミュニケーション能力だと、これはまさに ICT を使うことによって実現が可能だろうと思うのと、理科であれば模擬実験を 1 件行うことによって、たくさんの模擬実験をやる事が出来ると思います。

各教科の ICT 化においてある程度の方向性、そして同時に到達目標を設定してもらうことが大事かなと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課  
課長補佐  
主任指導主事

到達目標ということですがけれども、まず情報活用能力につきましては先ほどご説明させていただきましたように、この計画の中には直接記載はさせていただいておりませんが、例えば小学校の中学年の段階では、こういうことが出来るようになっておきましょうという到達目標は別途作成する予定にしております。その内容を、それぞれの市内の先生方に共有させていただけたらと考えております。例えば、英語の授業の中でこういう活用を絶対にしなさいというものではないのですが、各教科の中で「こういった活用事例があります。」「このような活用をすることで、その教科の学びが深くなります。」という実践事例等もお示ししていけたらと思っております。

今回導入しております、ICT の支援員につきましても、それぞれの教科での活用事例というのはたくさんノウハウを持っておりますので、いろんな方面から学校に対して情報を共有いたしまして、いろんな教科で利用を進めていけたらと思っております。

先ほど委員が言われたように、理科の実験にしましても、実験を撮影しておいて、それを子どもたちに配信するだけで子どもたちは何回もその動画を見直しながら実験をより安全に行うということも可能ですし、場合によりますが、今までペーパーテストで実験の手順のようなものを評価しておったという部分がございますが、これからは個々で実験したものを動画で撮影して、撮影したものを課題として提出して教員がそれをもとに評価するという場面も想定されますので、事例を発信しながら広めていきたいと考えております。

吉田委員

各教科でというのは、なかなか難しいところがあると思います。使いこなしていくということは大事ですが、もう少し具体的に各教科でどうしていくかということも提示出来たほうが良いだろうと思います。でなければ、使いこなしていく、成果を生み出していくということも難しいと思いますし、例えば外に対してどうというわけではないですが、橋本市はよくやっているとか、そういう成果を上げていくというところにはなかなか繋ぎ切れないということになります。

教育長

吉田委員が言われたことについてですが、全ての教科そしてそれぞれの学年、こんなところまでやりましょうという評価基準を作るということは大事な事かなと思います。今の段階として、どんな使い方が出来るということをしっかり共有していく、そして取り入れていく。そういうことを、繰り返すことをやる段階かなとそんなふうに今思っております。一定の基準を設けて、クリアしていくということも一つの段階です。その先に何があるかということ、これあくまでも表現のツールであったり、思考のツールであったりということですよ。

言い換えると、例えば、子どもたちのお道具箱の中にはいろんな使う道具が入

っています。それは学習のために使う道具です。はさみもありますし、定規もありますし、コンパスもありますし、その他いろいろありますよね。それと同じようにこの端末もあって、子どもたちがこの時に自分がこれを使えばこんなことが出来て勉強をみんなと上手く出来るよね、自分の理解が進むよねということをもって判断しながら使うようになっていくということが最終目標としていかなければならないところだと思います。その段階としていくつかの段階があって、そういう設定も大事なことかと思えます。ですが何よりも、先生方がそれを共有しながらこういう実践で子どもたちに力をつけていきたいという教員の育成や質を高めていくということにも一方で取り組んでいきたいなと思っております。それを重ねていくことで、今言われたような到達点というのが見えてきて、それがそれぞれの教科で出来上がればいいのかと、そんなふうに私としては思っているところです。

ご指摘ありがとうございます。

田中委員

この資料を見せてもらい、すごく細かくいろんなことを考えてくださっているということが、よくわかります。

大きなことを始めようとしていることを、私自身が感じています。初めてのことをする時は力んでしまうことが多いので、先生方も「上手にしなければ」という気持ちがあると思いますが、肩の力を抜いて、子どもたちがプログラミングを楽しんで思えるような授業にさせていただけたらと思ったので感想としてお伝えさせていただきます。間違えた時こそ、先生方も子どもも考えるチャンスだと思うので、どういうことを目的とするのかということをお忘れずしていただければという気持ちを伝えさせてください。

もう1点よろしいですか。これから端末などを使うことによって、スマホやゲームについて依存症にならないようにという勉強もしていただけるのだと思うのですが、先日、和歌山テレビで「ストップ！スマホゲーム依存症」のリーフレットを使った授業を放映されていました。それを見て良いなと感じたので、配るだけ、持って帰るだけではなくて、きっちりお家の方にも共有していただけるような指導をしていただけたらと思うので、よろしく願いいたします。以上です。

教育長

ありがとうございます。

すごく大切な指摘だと思います。和歌山大学の先生にも、アドバイスや指導いただくような時間を取っているのですが、その先生からも同じような指摘をいただいております。上手く使うということが出てくるのですが、今は使っていくということを大事にしないと広がらない。それをみんなで共有して同じ方向に向かっていこうということを今度9月6日に設定しております。特に教育委員会から、指定している学校の先生方を対象としているのですが、その先生方の気持ちを、今どんなことをしないといけないのかということをお揃えていくことから取り組んでいきたいなというふうに考えております。

籾下委員

橋本市はICT教育が進んでいるということで「橋本市学校教育情報化推進計画」は素晴らしいことだと思います。この中身については異議ありません。少し気になるのが、この推進計画の中に入れるのか、別立てなのか気になるのですが、大人も子どもも画面を見ない日というのはないと思います。その中でパソコンであるとかスマホであるとか、タブレットにしてもLEDを使ったバックライト

で光ったものを常に見ていて、これは学校でも教育委員会でも話してくれているとは思いますが、「ブルーライトが健康に悪いという科学的根拠はない。」という専門家もいますし、「子どもは影響を受けやすい。」という専門家もいます。自分たちもいろいろ読んでも迷うところです。その辺りは、研究も進めていかないといけないのですが、もしも害があるとするのなら何センチ離れてタブレットを見ましようとか、夜眠る2時間前からスマホなど見ないようにしましようとか、ブルーライトカットのついた眼鏡やモニターを使いましようなど、そういったことをこの推進計画の中に入れるのか、普段の生活習慣の中で規則正しい生活をしましようとかそういった項目でタブレットを使う時には、こういったことに注意しましようとかいうふうにするのか、その辺りは少し心配なところです。

例えば、アメリカなどでは「the20/20/20rule」があります。スマホなどのデジタル画面を20分見たら、20秒間20フィート約6.1メートル以上離れたものを見て休憩するというのを習慣化しようという動きもあるようです。ですから、健康面でこんなこと気をつけましようということをごんごんに学校として押さえてここへ入れるのか、生活習慣の大切さとしてそういうのを入れるのか心配するところでもあります。以上です。

学校教育課  
課長補佐  
主任指導主事

今ご指摘いただきました、健康面への配慮ということですが、文部科学省からも端末利用に当たって健康面の配慮をするようにという通達が出ております。

現在、この教員向けの計画と並行しまして、教員向けのハンドブックの作成も進めております。そちらの中には、先ほど吉田委員のご指摘にもありました学年ごとの到達目標もお示ししておりますし、簗下委員おっしゃっていただきました健康面への配慮事項ということで、おそらく情報活用能力の中身に関連することと思うのですが、このようなことについて配慮してくださいという中身は盛り込んでいく予定にはしております。

文科省から出ておりますリーフレットには、タブレットを使うときの姿勢や30分に1回はタブレットから目を離して20秒以上遠くを見ましようということも記載されております。また、寝る前にはタブレットを使わない、自分の目を大切に、ルールを守って使うということが明示されておりますので、リーフレットを参考にしながら児童生徒、保護者への啓発を進めていけたらと考えております。

教育長

推進計画なので、そういうところは今回盛り込んでいないのですが、本当に重要な指摘だと思います。学校向け、子ども向けに出していくところには、そういうのを入れていこうと予定をしております。よろしくお願ひします。

吉田委員

ブルーライトの健康云々に関連しての話で、今はそれほど言われておりませんが、電磁波に対する健康被害ということがありまして、2000年最初の頃に電磁波は小児癌を発生するという論文が何本か出ましたが、その後、そのことについての話はほとんど出なくなりましたが、どれ位の電磁波が出ているのか調べたことがあります。携帯からはあまり出ておりません。ですが、デスクトップのディスプレイからは結構出ております。今後、ブルーライトと同時に電磁波問題というのはどう扱っていくのだろうと思います。健康に対しての対応・対策ということで電磁波問題について少し意識してもらったほうが良いかと思ひます。

教育長

他にご質問・ご意見はありませんか。

中尾委員

コロナ禍から1人1台の端末が行き渡ったということで、これを機会にこのように進んでいくんだと、私としてもワクワク感といいますか、これを機会にまた、こういうふうにも教育もなっていくということで、この推進計画はすごいなと思いつながり読ませていただきました。本当に専門的にいろいろと考えて、いろいろな知識をもってやってくれているのだと思ひ勉強になりました。それで校務の効率化について、教員の業務負担軽減となっているのですが、本当にこれが却って教員の業務負担にならないようにということを私は本当に一番思いました。そういう意味でこのサポート体制の充実と、それに加えて専門の対応窓口を設置しますということで安心しました。

それと教員のICT活用指導力全国調査項目で、和歌山県が低くて、和歌山県の中でも橋本市が低い、これは、私は先生の力量とかではなく、自分でアンケートを取った場合、こういうふうにも控えめになってしまうのではないかと思います。これから、先生が自信をもって「出来ます。」というサポートが一番大事じゃないかなと思います。先生が負担にならずやる気をもってもらう、それとサポートの充実が大事だと思います。それにより、先生がやる気になって楽しく活用してくださると思うので、そういうところにちょっと期待したいと思いました。

教育長

ありがとうございます。

こういう計画を作ってやりましょうというところは、あまり数多くないと思います。その中で橋本市の担当者を含めて、頑張つてやっつていこうと思つているところは私もすごく心強く思つていますし、私自身も少しでもいろんなことが具体的に前に行くようにしていきたいとそのような思いを持っています。負担軽減のところについてもこのサポート体制というのは、この前の応其小学校での先生方のご意見の中にもあったところなんです。この後の学習会のところでも出していききたいと思つていますので、ご意見をいただければありがたいと思つています。

他に、ご質問ご意見ありませんか。

ないようですので、議案第2号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第2号は原案のとおり決しました。

次に、その他協議事項に入ります。

まず事務局から何かありませんか。

次に、委員の皆様からありませんか。

続いて連絡事項に入ります。

まず、事務局からありませんか。

教育総務課

課長補佐

次回の教育委員会会議の日程をお知らせさせていただきます。

9月の定例会ですが、9月28日火曜日、13時30分からこちら4階第5展示室の場で開催させていただきたいと思つています。

10月の定例会は、10月26日火曜日、朝9時半から開催させていただきたいと思つています。場所はこの時期になりますと、市民総合文化祭の準備が始まります。その都合で、3階の第3研修室で開催させていただく方向で調整させていただいております。正式に決まりましたら、ご報告させていただきたいと思つています。

会議の日程につきましては以上でございます。

教育長

よろしいでしょうか。

9月28日火曜日、13時30分です。10月26日火曜日、9時半ということでもよろしく願いいたします。

他に事務局からありませんか。

次に、委員の皆様から何かありませんか。

それでは、以上で8月定例会を終了します。

お疲れ様でした。

閉会 午前11時45分  
署 名 委 員